



# 宮 崎 県 公 報

平成31年4月25日(木曜日)号外 第24号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁	公 告	頁
○宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示……………(山村・材振興課) 1		○修正公告……………	7

## 告 示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。  
平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 322号

#### 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成16年宮崎県告示第 570号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(貸付限度額、償還期間等)	(貸付限度額、償還期間等)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<u>3 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第37条第2項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、前項の表中第1号の左欄に掲げる場合にあっては、同号の中欄に掲げる償還期間を3年間延長して適用するものとする。</u>
<u>3 [略]</u>	4 [略]
	<u>(公正証書)</u>
	第9条 貸付申請者及び連帯保証人は、知事が債権を保全するため必要があると認めた場合は、貸付金について、知事との間に公正証書により金銭消費貸借契約を締結しなければならない。
	<u>2 公正証書に関し必要な事項は、知事が別に定める。</u>
第9条～第13条 [略]	第10条～第14条 [略]
(償還方法の変更)	(償還方法の変更)
第14条 借受者は、貸付金の償還方法を変更しようとする場合(次条、第16条又は第17条の規定による償還方法の変更を除く。)は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書(別記様式第18号。以下「償還方法変更申請書」という。)を貸付決定機関に提出しなければならない。	第15条 借受者は、貸付金の償還方法を変更しようとする場合(次条、第17条又は第18条の規定による償還方法の変更を除く。)は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書(別記様式第18号。以下「償還方法変更申請書」という。)を貸付決定機関に提出しなければならない。
2～5 [略]	2～5 [略]
第15条～第17条 [略]	第16条～第18条 [略]
(違約金)	(違約金)
第18条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は第16条第1項の規定により期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365日当た	第19条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は第17条第1項の規定により期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365日当た

りの割合とする。)をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 [略]

3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は第16条第3項の規定により期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365日当たりの割合とする。)をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

第19条～第21条 [略]

別記

様式第1号(第6条関係)

[略]

1 林業・木材産業改善措置の目的

[略]

(注) 林業・木材産業改善措置の目的及び申請者の区分に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
[略]		
権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得	[略]	

(注) 林業・木材産業改善措置の内容に応じ、添付する別紙欄に記載する別紙を添付すること。

3 林業・木材産業改善措置の実施時期

項 目 (注3)	年度別の事業量 (注4)						林業・ 木材産 業改善 措置の 対象(注5)
	年度 (月 日)	年度	年度	年度	年度	年度	

(注) 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。

2 2表の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。

3 項目の欄には、例えば、○○機械の導入、○○での間伐の実施、○○から立木の購入等と記載すること。

4 年度別の事業量欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を( )書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。

5 林業・木材産業改善措置の対象の欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○を付すこと。

6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式の変更をすること。

4 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

[略]

りの割合とする。)をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 [略]

3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は第17条第3項の規定により期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365日当たりの割合とする。)をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

第20条～第22条 [略]

別記

様式第1号(第6条関係)

[略]

1 林業・木材産業改善措置の目標

[略]

(注) 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
[略]		
立木取得に係るもの	[略]	
上記以外の内容のもの		別紙7

(注) 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

[略]

(注) 1 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の数値と一致させること。

### 3 [略]

(添付資料)

1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。

2 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する改善計画の認定書の写しを添付すること。

3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。

6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。

7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。

8 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する産業振興施策促進事項及び森林資源活用型地域活性化事業に関する事項について記載したもの並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。

9 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第15条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する事業計画の認定書の写しを添付すること。

(注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組みの具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度毎の総事業費及び資金内訳を記載すること。

3 上記2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

### 4 [略]

(添付資料)

1 法律の特例に該当し、償還期間が10年を超えるもの又は据置期間が3年を超えるものとする場合は、各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。

2 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付すること

。

別紙 1 [林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合]

[略]

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目 (注1)	現状 (注2)	目標 (注2)	1表との関係 (注3)
[略]			

(注) 1 [略]

2 現状及び目標の欄は、改善項目の現状と目標を原則として数値で記載すること。

3 [略]

別紙 2 [林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合]

[略]

(林業労働従事者用)

項 目	現 状	目 標
[略]		

(注) 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項 目	現 状	目 標
[略]		

(注) 1 [略]

2 労働災害防止の欄は、災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と目標を記載すること。

別紙 3 [林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

[略]

項 目	現 状	目 標
[略]		

(注) 1 [略]

2 労働従事者の確保の欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と目標を記載すること。

別紙 4 [機械・施設の導入の場合]

林業・木材産業改善措置の内容

[略]

<現在設置している機械・施設>

品名	メーカー	目的	規格・能力等	台数	購入時期	その他
[略]						

<導入機械・施設>

品名	メーカー	目的	規格・能力等	台数	設置予定時期	単価	所要額	新規
[略]								

別紙 1 [林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合]

[略]

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目 (注1)	現状 (年度) (注2)	目標 (年度) (注2)	1表との関係 (注3)
[略]			

(注) 1 [略]

2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を追加し年度毎の目標を記載すること。

4 [略]

別紙 2 [林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合]

[略]

(林業労働従事者用)

項 目	現状 (年度)	目標 (年度)
[略]		

(注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を追加し年度毎の目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項 目	現状 (年度)	目標 (年度)
[略]		

(注) 1 [略]

2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を追加し年度毎の目標を記載すること。

別紙 3 [林業労働に従事する者の確保を目的とする場合]

[略]

項 目	現状 (年度)	目標 (年度)
[略]		

(注) 1 [略]

2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を追加し年度毎の目標を記載すること。

別紙 4 [機械・施設の導入の場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

[略]

<現在設置している機械・施設>

目的	機械・施設名	規格・能力等	台数	導入時期	その他
[略]					

<導入機械・施設>

目的	機械・施設名	規格・能力等	台数	導入時期	単価	所要額	その他
[略]							



<p>見積書及び設計書</p> <p>(4) 申請者が団体である場合 借入に係る総会若しくは役員会の議事録の写し又は役員専決事項であるときは関係規程の抜粋及び申請日直近の決算諸表</p> <p>(5) 申請者が法人である場合 個人住民税の特別徴収実施確認書又は開始誓約書(林業・木材産業改善資金事務取扱要領様式第2号)</p> <p>(6) 申請者が法人格のない団体である場合 団体の規約等</p> <p>(7) 申請者が未成年である場合 親権者(親権者のないときは未成年後見人)の同意書(林業・木材産業改善資金事務取扱要領様式第3号)</p> <p>(8) 申請者が市町村、財産区、地方公共団体の一部事務組合及び社団法人宮崎県林業公社である場合 購入申込年度の予算書の地方債に関する定め(議決年月日を記入し、議長の原本証明を受けること。)又は補正予算で計上する場合には、地方公共団体の長の確約書</p>	<p>見積書及び設計図</p> <p>(4) 木材の安定供給促進のための立木の取得に必要な資金の場合 立木売買仮契約書及び木材供給仮計画書の写し等</p> <p>(5) 申請額 200万円以上で連帯保証人及び連帯債務者が必要な場合 連帯保証人及び連帯債務者の所得証明書</p> <p>(6) 申請額 200万円以上で負債がある場合 負債残高及び償還計画を証明する書類</p> <p>(7) 申請額 1,000万円以上の場合 貸付審査資料(林業・木材産業改善資金事務取扱要領様式第4号)</p> <p>(8) 購入物品が中古品である場合 償還期間内の稼働が可能であることを証明する書類</p> <p>(9) 高性能林業機械等のアタッチメントのみを導入する場合 ベースマシンを確保する旨の誓約書</p> <p>(10) 建物を導入する場合 目的外使用を行わない旨の誓約書</p> <p>(11) 申請者が個人の場合 ア 申請者が未成年である場合 親権者の同意書(林業・木材産業改善資金事務取扱要領様式第5号) イ 申請額 200万円以上の場合 申請者の申請年度前年度の所得証明書、資産証明書</p> <p>(12) 申請者が会社又は会社以外の団体の場合 借入に係る総会若しくは役員会の議事録の写し又は役員専決事項であるときは関係規定の抜粋及び申請日直近の決算諸表</p> <p>(13) 申請者が法人格のない団体である場合 団体の規約等</p> <p>(14) 申請者が公有林経営市町村等及び宮崎県林業公社である場合 借入申込年度の予算書の地方債に関する定め(議決年月日を記入し、議長の原本証明を受けること。)</p> <p>(15) 申請額 200万円以上の場合 申請者の過去3か年分の決算書の写し(ただし、申請額が1,000万円を超える場合は過去5か年分とする。)</p> <p>(16) 申請額 1,000万円以上の法人の場合 履歴事項全部証明書</p>
--	--

別記様式第7号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「第9条第1条」を「第10条第1項」に改める。  
 別記様式第8号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「第9条第4項」を「第10条第4項」に改める。  
 別記様式第9号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。  
 別記様式第10号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。  
 別記様式第11号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。  
 別記様式第12号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「第9条第10項」を「第10条第10項」に改める。  
 別記様式第13号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。  
 別記様式第14号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。  
 別記様式第15号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「第11条第4項」を「第12条第4項」に改める。  
 別記様式第16号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

別記様式第17号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「第13条第3項」を「第14条第3項」に改める。  
別記様式第18号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。  
別記様式第19号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「第14条第3項」を「第15条第3項」に改める。  
別記様式第20号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。  
別記様式第21号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。  
別記様式第22号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。  
別記様式第23号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、「第17条第3項」を「第18条第3項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程第4条第3項の規定は、この告示の施行の日以後に新たに林業・木材産業改善資金の貸与を受けた者について適用し、同日前に林業・木材産業改善資金の貸与を受けていた者の林業・木材産業改善資金の返還については、なお従前の例による。

## 公 告

## 修正公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

平成31年4月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の件名 宮崎県防災情報共有システム構築業務

(2) 特定役務の仕様書 入札説明書及び宮崎県防災情報共有システム構築業務調達仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 履行期間 契約締結の日から平成33年3月19日まで

(4) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所

(5) 入札方法 (1)の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が電算業務であること。

イ この公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

オ 役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)アの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成31年5月13日を申込期限とする入札参加申込時に下記3(1)に示す場所に提出し、事前に審査を受けること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは、証明書の提出を受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、証明書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

## 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985-26-7208

(2) 申請書類の受付期間 平成31年4月25日から平成31年5月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課危機管理担当 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985-26-7618 F A X 番号0985-26-7304

(2) 期間 平成31年4月25日から平成31年5月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明書等の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課危機管理担当

(2) 期間 平成31年4月25日から平成31年5月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(3) 入札説明書等は、上記期間中宮崎県のホームページ(トップ

ページ>県政情報>入札・調達・売却>委託業務) からダウンロードできます。

#### 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 5 階総合対策部室
- (2) 日時 平成31年5月9日午後2時から

#### 7 入札参加申込みの場所及び申込期限

- (1) 場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課危機管理担当
- (2) 申込期限 平成31年5月13日午後5時まで

#### 8 入札書、企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 前記4(1)に示す場所
- (2) 提出期限 平成31年6月18日午後5時まで(送付にあっては、同日午後5時必着)
- (3) 提出方法 総合評価一般競争入札により行うため、入札書(別記様式第8号)と入札説明書12に定める企画提案書等(以下「入札書等」という。)を、持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

#### 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

#### 10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する。

審査に当たっては、企画提案書を基に企画提案説明を行い、仕様書に記載する内容に係る技術点及び見積価格により算出した価格点の合計にて最高点を得た者を落札候補者とし、平成31年6月26日に落札候補者に通知し、意見聴取を経て、落札者を決定する。

#### 12 契約に関する事務を担当する部局等

危機管理局危機管理課危機管理担当

#### 13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 15 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services Required: Construction of a Disaster Information Sharing System for Miyazaki Prefectural Disaster Response Headquarters.
- (2) Deadline for Tenders: 18th June, 2019, 5:00 p.m.
- (3) Contact: Crisis Management Division, Crisis Management Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-City, 880-8501, Japan.  
TEL: 0985-26-7618